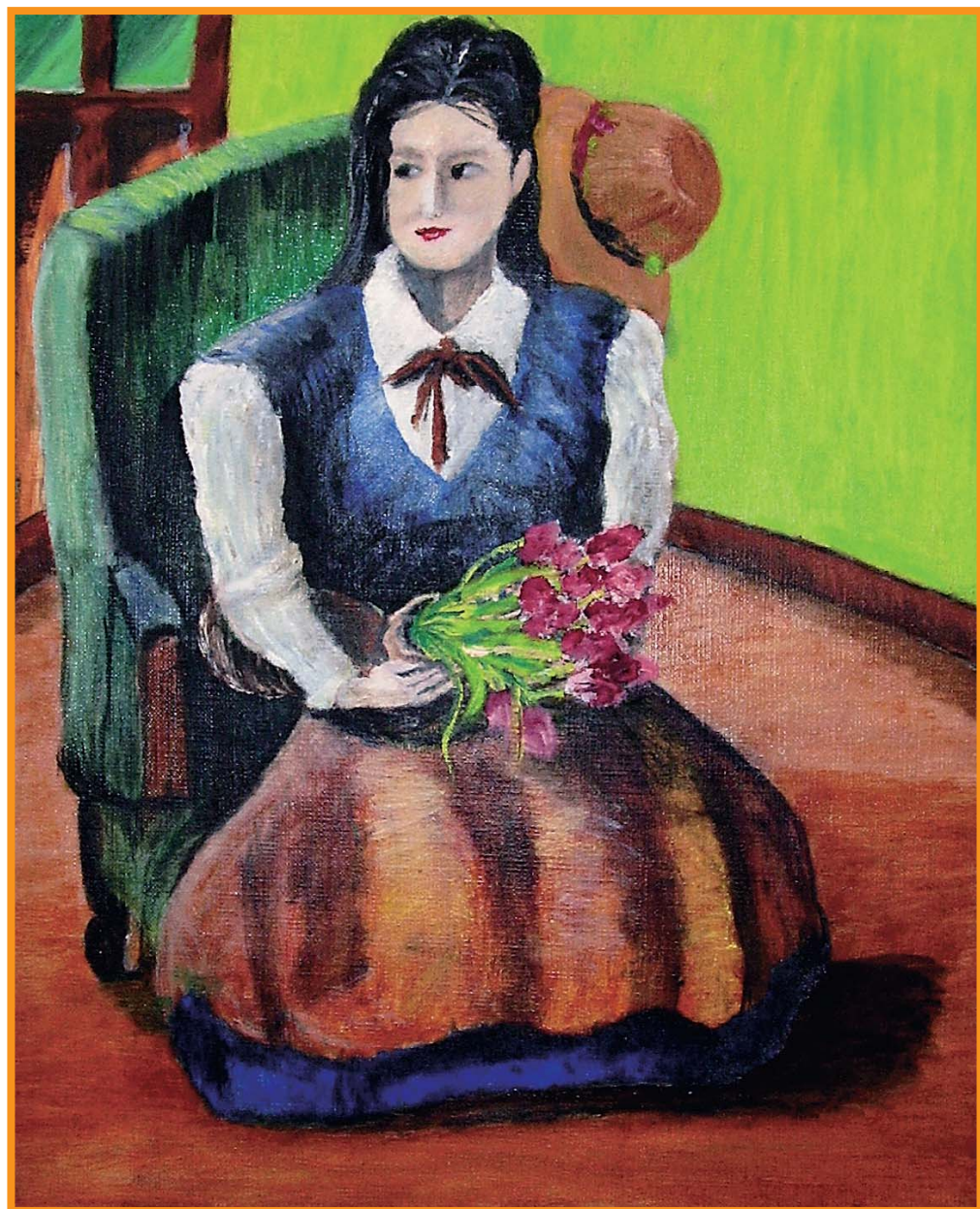


目次

- 2 特集「運営適正化委員会からの提言書」
- 4 「介護サービス情報の公表」制度って知ってますか？
- 6 「災害被災者主体の支援」を実現するために
- 7 シリーズ活動最前線「琉大ボランティアサークル」
- 9 県社協・県共募決算報告
- 10 沖縄県社会福祉協議会事業実績報告書
- 12 沖縄県共同募金会事業実績
- 16 介護支援専門員実務研修受講試験のお知らせ
- 18 県民児協広報「ふくらしゃ」



山川盛徳さんの作品（タイトル「美女」）

ホントにおすすめの本

「月刊福祉」



図書情報

編集人／佐川英雄
発行人／松尾武昌
発行所／社会福祉法人
全国社会福祉協議会
定価／1,020円(本体971円)

社会福祉の新しい方向を探る総合月刊誌。社会福祉をめぐる諸課題制度、政策の動きや地域における様々な実践事例などの最新情報を紹介。福祉関係者にお勧めの一冊です。

ご注文は沖縄県社協総務部図書係りまで。
TEL：(098)887-2000

これから就職活動をはじめするための福祉の仕事セミナー
福祉の仕事に関心をお持ちの方を対象に、魅力的な履歴書の作成方法の習得や県内福祉職の現状について現場職員の体験談等を聞くことにより、福祉の仕事についての理解を深め、就職活動を支援することを目的に開催します。

主催…(福) 沖縄県社会福祉協議会
会・福祉人材研修センター
日時…平成19年7月19日(木)
13:00～受付
場所…沖縄県総合福祉センター
ゆいホール(東棟1階)

参加対象…①福祉の仕事に興味のある方、大学生、専門学校生
②各高等学校の進路指導担当者・就職担当者・生徒
参加費…無料 定員…200名
内容…①これからの社会福祉に求められる人材
②福祉マンとしての仕事への情熱
③履歴書攻略ワーク

申込方法…お電話にて申込みください。
7月10日(火) 締め切り
問合せ先…沖縄県福祉人材研修センター
TEL…098-882-5703

私たちが広報紙を作っています

各部所より選出された今年度の広報委員を紹介いたします。私たちが県社協の活動を会員の皆さんをはじめ、多くの方々に分かりやすく伝えていきます。広報紙に関するお問合せや情報提供がありましたら、広報委員までご連絡ください。

寄付・寄贈者芳名

新崎盛信(総務部)、徳田沙季(地域福祉部)、上間直子(施設団体福祉部/介護サービス公表センター)、新屋司(民生部)、新城志磨子(福祉人材研修センター)、屋我真由美(いきいき長寿センター)、又吉ちさ(介護実習普及センター)、玉村英之(県民児協)、棚原尋巳(県共同募金会)、與儀あき(運営適正化委員会)

リユーセロ株式会社 御中
いはなインターナショナル沖縄支部 御中
住友生命保険相互会社沖縄支社 御中
株式会社金秀本社 御中
小さな親切運動沖縄県本部 御中
藤井英子 様
眞眞シズ 様
伊良波哲 様
株式会社サンシャイングループ 御中
エスプレッソシネマクラブ 御中
沖縄県地域組織連絡協議会 御中
沖縄県市町村職員共済組合 御中
新沖縄観光開発株式会社 御中

編集後記

今号より広報紙の担当になりました。昭和51年9月10日第1号から現在までの広報紙に目を通しながら、本会の歴史を感じると共に広報紙の果たす役割について考えさせられました。

表紙の絵



山川盛徳さん(那覇市)
タイトル「美女」

那覇市障害者福祉センターで毎週金曜日に行われている絵画サークルに通ってもうすぐ3年を迎えるという山川さん。サークルでは油絵と水彩画を小橋川先生の指導を受けながら描く。
表紙の絵は、山川さんにとって初めての人物画だ。風景画とは違って、人物画はとて難しいと語る。特に顔立ちに沿った影が大変だったとのこと。
奥さんに誘われて通うようになったセンターだが、最近では絵画サークルだけでなく陶芸サークルにも参加し表現の幅を広げている。

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

「運営適正化委員会からの提言書」

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（以下、「運営」）では、「利用者主体の福祉サービス及び真のノーマリゼーション社会実現のための提言書」（以下、「提言書」）を取りまとめた。5月28日には岡島実委員長が県庁を訪問し、知事あての文書を福祉保健部比嘉佑一郎福祉企画統括監へ手渡し、提言を行った。

本号では、運営の活動を通して見えてきた県内の福祉の状況・課題等を提起し、提言書の概要を紹介する。

県内関係機関等へ

一体化した提言

この提言書は、社会福祉法に定められた福祉サービスの基本理念である「個人の尊厳の保持」と「自立生活支援」を踏まえ、運営の7年間の事業実績とそこから見えてきた県内の福祉の現状を踏まえ策定されたものである。内容は大きく分けて、①「福祉サービスに関する苦情の適切な解決」、②「地域福祉権利擁護事業の適正な運営の確保」の促進について提言している。

また、これらの内容が効果的に推進されるよう、沖縄県、沖縄県社協、市町村、福祉サービス提供事業所、各種相談機関の5つの区分による提言先とし、一体化（連携・協力）した取り組みを呼びかけている。

提言理由とその背景

まず、提言に至った理由として、県内の福祉の現状と課題について言及している。その概要を以下に紹介する。

●運営における苦情対応から見えてきたこと

平成18年度に運営で受付けた60件の苦情対応から、「職員の接遇」、「サービスの質や量」に関する苦情については、精神障害者からの苦情相談が増加していることを挙げ、利用者や家族のニーズを傾聴することや生活支援員等の職員の専門性の向上などを求めている。また、運営の役割と機能を十分把握しないまま相談が回されてくるケースを指摘し、指定基準違反等の指導については市町村行政等に対応するよう求めている。

●事業所アンケートから見えてきたこと

社会福祉事業を実施する各福祉施設・福祉サービス提供事業所（以下、「事業所」）を対象に運営が昨年度実施したアンケート調査では、事業所における苦情受付体制の課題が挙げられている。回答のあった事業所のうち、7割が苦情受付件数0件となっており、苦情を受付しやすい環境整備を求めている。また、第三者委員の活動が低迷していることに触れ、第三者委員による利用者のニーズ把握や、第三者委員への苦情内容の定期的な報告などを提案している。

●権利擁護事業の現状と課題

運営が行っている「地域福祉権利擁護事業」運営監視活動の中から、同事業の課題を挙げている。特に、県内では同事業の契約手続きを保留されている「契約待機者」が18年12月時点で67名いる点を指摘している。そして、その主な要因としては、生活支援員の確保が困難なことや生活保護受給世帯の利用増による事業費不足を挙げている。

また、施設入所者や入院患者等の

提案している。

●沖縄県社協へ

沖縄県社協が実施主体となっている「地域福祉権利擁護事業」において、早急に契約待機者がゼロになるよう具体的な対策を講じるよう提言した。また、施設入所者や入院患者についても同事業が利用できるよう体制整備を求めた。さらに、専門員による相談や利用後のフォローが密接に行われるよう基幹的社協の増設の必要性を訴えている。

●沖縄県へ

県社協への提言と関連し、増大しているニーズに対応し、権利擁護事業の拡充を図っていくために、その必要経費について事務費補助の増額

件（28％）と最も多く、次いで、サービス内容の説明不足等からくる「説明・情報提供」に関するものが16件（27％）となっている。（図参照）。また、サービス種別の内訳で見ると、「老人福祉サービス」が23件、「障害者福祉サービス」が21件となっており、両者で7割超を占めている。苦情解決結果では「相談助言」によるものが、41件と最も多かったほか、県知事へ通知したものが1件あった。

運営からのお知らせ

HPをリニューアルコンテンツを充実

この度、ホームページ（HP）をリニューアルしました。アドレスは、下記のとおりです。

運営の事業紹介の他、苦情受付体制の整備の方法、苦情解決Q&Aなど、事業所を対象とした情報も掲載しています。

今後は、HPを活用し、情報提供機能の強化を図っていきます。本号で紹介した「提言書」も掲載されています。



<http://www.okishakyo.or.jp/html/kuzyou/>

等の予算措置を早急に講じるよう提言している。

●各市町村へ

各市町村に対しては、各事業所の指定基準や不正請求など、行政指導を要する苦情相談への対応について迅速に対応するよう求めている。また、権利擁護事業については、市町村単独補助による基幹的社協の運営が可能なことをあげ、地域福祉計画等へ盛り込み、予算措置を図ることなどを要望している。

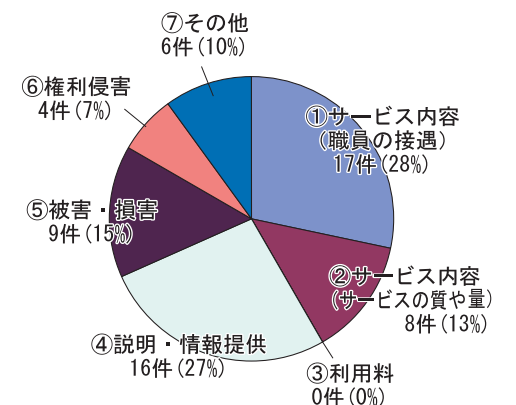
●この提言書の目指すもの

運営の目指すものは、そしてこの提言書の目指すものは、冒頭で紹介した福祉サービスの基本理念（個人の尊厳の保持」と「自立生活支援」と同じである。真のノーマリゼーション社会の実現に向けた第一歩として、苦情の適切な受付と解決、相談機関の連携、職員の専門性の向上、権利擁護事業の拡充・強化等を挙げている。行政や社協、事業所、関係各機関等がそれぞれの立場で、本提言の実現に向けた取り組みに努めることを願っている。

※「提言書」は運営ホームページにてご覧いただけます。（アドレスは右頁下に記載）

平成18年度
苦情取扱い実績

18年度に運営に寄せられた苦情件数は60件で、17年度と同数となっている。また、苦情相談以外の問い合わせ等も84件寄せられている。苦情の内容別の内訳を見てみると、職員の言葉遣いや態度等に起因する「職員の接遇」に関するものが17



【図】平成18年度 苦情受付内容別件数

提言内容

前節で紹介した背景を踏まえ、次の5つの提言先に対して、それぞれの課題を整理したうえで、改善・協力の提言を行っている。その概要は以下のとおり。

●各福祉施設・提供事業所へ

事業所に対しては、国の指針に基づき、苦情解決のための環境整備を図ることを訴えている。苦情の受付から解決までを事業所全体の取り組み

●各種相談機関へ

専門的な相談機関をはじめ市町村や県社協、市町村社協など、福祉に関する相談を受付ける機関（窓口）は数多い。これら相談機関に対しては、相談対応の際の「たらいまわし」を防ぎ、ワンストップで対応できるよう求めている。

また、発達障害者に対しても適切な相談対応ができるよう、専門機関との協力のもと、その理解を深め、支援の専門性を高める研修の実施を

「介護サービス情報の公表」制度って知ってますか？

〳〵県内の介護サービスの情報が公表されています！〳〵

1、対象サービス

平成18年度から公表されているサービス

■居宅系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

■施設系サービス

特定施設入居者生活介護介護老人福祉施設、介護老人保健施設

平成18年4月から施行された「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスを利用したい方が介護サービスや事業所を選択できるような住んでいる地域の介護サービスや事業所・施設の情報を提供するものです。

対象となる事業所は、平成18年度に9サービス、平成19年度には新たに3サービスが対象サービスに追加されます。また、介護予防等残り26サービスは、公表すべき情報の検討、実施体制の整備等を経て順次施行、公表される予定です。

訪問調査は調査計画に基づき年1回行われ、調査を行った翌月に公表されることとなります。今年度の調査は、平成19年8月から平成20年2月にかけて行われ、調査結果を順次公表していく予定です。

2、公表する情報



■基本情報

職員体制や利用料金など基本的な事実情報で事業所が報告したことがそのまま公表されています。

■調査情報

沖縄県より指定を受けた3つの調査機関が介護サービス事業所を訪問し、介護サービスに関するマニユアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など事業所が報告した情報

沖縄県介護サービス情報公表センターホームページ
<http://www.kohyo.okishakyo.or.jp>



お問い合わせ先：沖縄県介護サービス情報公表センター
(社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会)
TEL 098-887-3700

3、沖縄県の介護サービスの情報を見るには

沖縄県の介護サービスの情報を見るには、左記のホームページより閲覧することができます。ホームページでは介護サービス情報が①介護サービスの種類②所在地(市町村)③事業所名、法人名等から検索できます。

また、全国の都道府県の介護サービス情報を閲覧することができます。

報について事実確認の調査を行った後に公表されます。

介護講座体験

県 民の皆様へ質問です。貴方は、どんな座り方をしている「お年寄り」イメージですか？

今、貴方の側にいる「お年寄り」は、どんな座り方をしている「お年寄り」方をしていきますか？

☆普段、無意識に動いている「体の仕組み」を追及し一緒に考えていきましょう☆

と言う事で今年も始めました！沖縄県介護実習・普及センター毎年恒例の介護講座が今年も開講致しました！

5月1日(火)の「県民高齢者疑似体験」から始まり既に15講座が開催されました。



▲県民高齢者疑似体験教室



▲北部農林高校生車いす体験

定期の介護講座以外にも小・中・高校生高齢者疑似体験教室や車いす体験教室等出張講座もあり核家族の今の子供達にも「お年寄り」ってどんな方？と訴え追求し総合理解を深め行動に移す事の大切さを体験を通して学んでいます。

「あつ」出張講座と言えば……

なんと☆離島にも出張講座に行っています☆6月14日の伊平屋島から始まり、20・21日に石垣島・与那国島と講座を開いてきました。今月の11日には、伊江島に伺いますので宜しくお願い致します。

「なんと」今年、新たに「在宅か」んご実習教室(一般県民対象)「介

護技術向上実務者研修(従事職員対象)と2講座が加わりさらに充実した講座内容になりました。

年間を通していろいろな「体験・実技・知識」を無料で(材料費負担の場合もあります)学べる様に講座日程を考えました。



▲ベッドから車いすに移動中です。ポイントは？お辞儀をすること！

「今、在宅で介護の「やり方」が解らない「介護に興味」がある等々皆様の講座申し込みをお待ちしています。講座申し込み方法ですが4通りあります。

①インターネットで本会のホームページより介護実習普及センターにアクセス、②FAX、③電話、④直接窓口になります。

〳〵介護講座体験〳〵の申し込みを心よりお待ちしております。

福祉用具

って……なに？

福祉用具ってご存知ですか？よく知られているのは、「車いす・杖・ベッコ」等のイメージでしょうか？福祉用具は、皆さんの周りにいっぱいあります。身近に言えば使う本人に合わせた「めがね」これも福祉用具のひとつです。細かい物から大きい物まで福祉用具とは、数えられないほどいろいろな種類の用具があるのです。

沖縄県介護実習・普及センターの展示室にある福祉用具をシリーズで紹介していきたいと思います。

次号よりいろんな福祉用具がでています。お楽しみに。



▲展示室の中から福祉用具を紹介します。

「災害被災者主体の支援」 を実現するために

長雨の影響による地滑りや道路崩落などが相次いだ2006年6月から1年が経ちます。沖縄では最近地震による大きな災害は起きていませんが、台風による家屋の倒壊や長雨による水害・土砂災害など災害はいつおきてもおかしくない身近なものです。

ここでは、沖縄県ボランティア・市民活動支援センター（県ポラセン）の災害に対する取り組み、特に被災者支援について、その視点と取り組みをご紹介します。

■昨年の取り組み

「長雨災害から」

沖縄県ボランティア・市民活動支援センターではこれまで、「被災者主体」を念頭においた災害被災者支援を行ってきました。

昨年6月の長雨災害では、県内中城村をはじめ、那覇市などで多数の避難世帯が生じたことから、県内外へのボランティアニーズの発信などを目的として「沖縄県災害ボランティアセンター」を設置しました。その後も「災害時のボランティアの力を考えるシンポジウム」の開催や長野県での災害ボランティアセンター設置訓練への参加など積極的に取り組んできました。

■今年度の取り組み

「災害被災者支援力パワーアップ事業」

今年度は日本郵政公社の年賀寄附金助成事業の助成を受けて、「被災者主体の支援」に「被災当事者間の自治力の向上」という視点を加えた「災害被災者支援力パワーアップ事業」を行います。一年間の事業ではありますが、モデル地区を指定しての避難所運営のシミュレーション訓練や災害被災者支援ガイドの作成、研修会等を行っていきます。

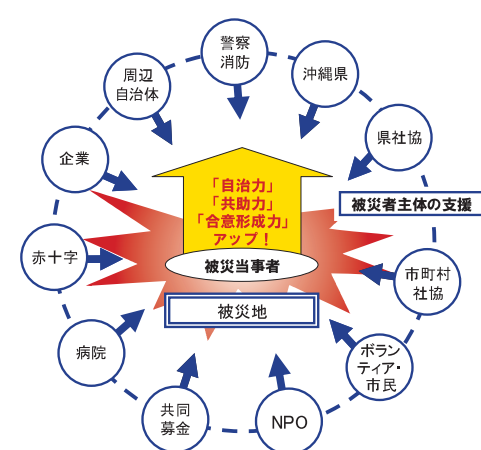
災害という非日常の状況の中で、被災現場では子ども、女性、高齢者、障がい者、人工透析患者、外国人、アレルギー、難病、持病、アルコール依存症、ペット等にまつわる本当



▲中城崩落現場（2006年8月）

に多様な被災者ニーズが生まれます。そうした多様な被災者のニーズをどこまで想定し、対策を講じておけるのか、そして災害時に被災者支援に携わる機関が連携しながら「被災者主体の支援」を行うためにはどのような視点や準備が必要なのかを当事者や支援に携わる方々とともに考えたいと思います。

また忘れてはならないのが、被災から復興・回復する過程では、『被災当事者自身が生活上の意思決定を行い、その力がある』ということを確認していくプロセスが重要ということです。このような被災当事者自身で「いのち」と「ぐらし」を守る「被災当事者間の自治力・共助力・合意形成力」を高めていくという点にも力を入れて本事業を効果的に実施していきたいと思っています。



コラム 市民の力を活かした被災者支援

被災現場で活躍する存在として、災害救援に駆けつけるボランティアがいます。これまでも全国各地で災害が起きたときに、日常の生活を奪われた被災地の状態に対して、「力になりたい！」と市民の思いが全国から被災地に向けられました。その形は「お金」や「物資」そして「ボランティア」という形で現れます。

ボランティアは多様なニーズを持つ被災者一人一人へ時間を気にせず、独自の視点から細やかな支援を行うことができます。一律公平に行われる行政からの支援と連携することで、被災者支援に欠かせない力となります。

一方で、こうした被災地へ集まる市民の思いが、被災者の生活を壊したり日常生活を送る権利を侵害することになってしまふことは避けなければなりません。そこで重要になってくるのが被災者を中心に考えたボランティア活動のあり方であり、被災者の日常生活を送る権利の回復を使命とした災害ボランティアセンターの存在です。社会福祉協議会はこの災害ボランティアセンターを設置する役割を担うことが期待されており、市民の自発的な思いを受け止めながら、被災者支援に必要なボランティアの力をコーディネートしていきます。

沖縄県ボランティア・市民活動支援センター
Tel: 098-884-4548(直通)
Fax: 098-884-4545(直通)
e-mail: vol@oksnaky.or.jp
ボランティアねっと <http://volnchunet/>

シリーズ 活動最前線



琉球大学 ボランティアサークル

新しい出会いを楽しむサークル

今回は、沖縄で最初にボランティアサークルを名乗り、活動をしてきた歴史ある「琉球大学ボランティアサークル（通称「琉ボラ」）」を紹介する。

現在、琉ボラのメンバーは約50名。法文・教育・理・農・工・医学部という様々な学問を学ぶ学生たちが集まっており、多彩なメンバーがいるというのが特徴的だ。

毎月1回の「ビーチクリーン活動」と大学近くにある沖縄病院の筋ジス患者たちの集まる「ゲッコーズ」の交流が琉ボラの中心活動となっているが、その他にも知的障害者の作業所や社協、NPO、福祉施設からの依頼を受けての活動がある。

学生の集まりという流動的な組織にあって、サークルを維持していく



▲月1回、沖縄病院「ゲッコーズ」との交流に参加する琉ボラメンバー

ことは容易ではないが、「自分たちが楽しみなから」というスタンスで活動が続けている。

取材した「ゲッコーズ」との交流の場から見えてくるものは、障害とかボランティアなどの福祉的な概念にとらわれない、それぞれの新しい出会いから生まれた友達関係で築かれている場であるということだ。ボランティアだから何かをする、してあげるといふ気負いは全く無く、ただ一緒にゲームをしたりおしゃべりに花を咲かせたりする。

琉ボラに参加する理由を聞くと、「普段、出会うことのない人たちと出会うことが出来る。色々な人たちとの出会いは、学校にいるだけでは知ることのない自分の視野を広げてくれるから」とのこと。ビーチクリーン活動も「個人だとビーチのゴミに気づいても、拾うことをためらったりして出来ないけれど、集団になればできる」とのこと。

今年の目標を尋ねると、「ビーチに落ちているガラス片でビーチグラスアートを作成すること。そのために、ビーチクリーン活動を頑張つて、多くのガラス片を集めます。サークルのメンバーも減っていくことがないように、みんなが楽しく活動できるサークルにしていきたい」と語ってくれた。

福祉施設経営相談

Q&A

労務管理編

今回、回答して頂くのは
本会「福祉施設経営相談支援事業専門相談員」の
社会保険労務士 江尻 育弘先生です。



Q 就業規則に「この就業規則にない事項については、労働基準法、その他の法令による」と定めたり、準用規定をおくことのリスクとは何でしょうか。

A 「労働基準法、その他の法令による」と、ざっくりとまとめてしまうと、以下のような問題が生じたときに困ることになります。社会福祉法人の就業規則は、一般的に法定外年休が多く、例えば法定外年休の買い取りを行ったり、翌年度繰り越しを認めないという独自の運用をしている場合でも、「労働基準法、その他の法令による」と規定されていれば、法定外であっても法定内のしばりの中で運用しますと、自ら宣言してるようなものだからです。

また、類似の例として「この就業規則を準用する」という規定の仕方も検討した方が良いでしょう。準用するものと準用しないものの区分けが曖昧になる危険があります。もし、準用規定をおくのであれば、何を準用するのか、何は準用しないのかを明確にした上で、準用する条項を明確に規定しておくことをお勧めいたします。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談を受け付けています。
社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会 経営支援室

電話 098(887)2037(直通)
FAX 098(887)2043(直通)

平成18年度 沖縄県社会福祉協議会事業実績報告書

平成19年5月23日に開催の第1回理事会・評議員会で平成18年度実績報告及び決算について審議し、承認されました。概要は次のとおりです。仔細につきましては、本会総務部にて閲覧できます。

I 市町村社会福祉協議会活動の支援

- 1 活動体制の整備強化
(1) 調査研究活動(5件)
(2) 市町村社協等の開催する会議等での助言・支援(9件)
(3) 市町村社協等の開催する研修会等への講師派遣(17件)
(4) 市町村社協の主催する社会福祉大会等の支援(8件)
(5) 市町村社協予算対策運動の展開(要望事項6点)
(6) 沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会の運営
(7) 市町村社協役員研修会等の開催(2回)
(8) 資料の作成配布
(9) 全国・九州ブロック各種会議・研修会等への参加及び派遣幹旋9件
(10) 助成事業の紹介・幹旋(3件)

2 在宅福祉の推進

- (1) 地域福祉推進支援事業の実施
(2) 民間福祉サービスの推進
(3) 精神保健福祉事業
- 2 ボランティア活動の充実強化
(1) 養成・研修事業の実施(3件)
(2) 福祉教育推進事業(9件)
(3) 市町村社協ボランティアセンターへの支援
(4) 広報・啓発事業
(5) 調査・研究事業(2件)
(6) 県外研修への参加・派遣(5件)

II ボランティア活動の普及振興

- 1 福祉文化の形成
(1) 「住民支え合い活動レポート集」の発行
(2) 「地域の福祉力アップセミナー」の開催

- 2 全国会議・研修会等への参加
(4) 福利厚生センター加入勸奨の実施(18件)
(5) ソウエルクラブおきなわ推進委員会の開催
- 4 種別協議会共催による研修事業
(1) 保育協議会
第33回沖縄県保育研究大会(他2件)
(2) 社会福祉施設経営者協議会
社会福祉法人決算実務対策セミナー(他4件)
(3) 在宅介護支援センター協議会
地域包括支援センター・在宅介護支援センター合同研修会(他2件)
(4) 老人福祉サービス協議会
沖縄県介護保険セミナー施設長研修会(他3件)
(5) 身体障害児者施設協議会
沖縄県障害者施設研究大会(他1件)
(6) 心身障害児者施設協議会
沖縄県障害者施設研究大会(他1件)
(7) 児童養護協議会
第25回沖縄県児童養護研究協議会
- 5 介護支援専門員実務研修並びに受講資格試験等の取り組み
(1) 介護支援専門員養成事業に関する調整会議の実施
(2) 試験準備集中セミナーの開催
(3) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施(受験者数1385人 合格者数183人)
(4) 介護支援専門員実務研修(修了者186人)

VII 調査研究及び福祉施策の推進

- 1 調査研究活動
(1) 第2次沖縄県社会福祉協議会21プランの推進評価

2 平成19年度予算対策活動

- (1) 県社会福祉予算対策協議会の運営
(2) 関係機関等への要請活動
(3) 平成19年度県・市町村予算に対する要請事項(25項目)

VIII 第三者評価事業等への対応

- 1 福祉サービス第三者評価事業推進のあり方の検討
(1) 先進県における実施状況把握
(2) 沖縄県福祉サービス第三者評価調査員養成研修

- (7) 災害発生に伴う関係機関への支援
(8) センター拠点機能の整備と充実
(9) 勤労者マルチライフ支援事業の実施
(10) 運営委員会・専門委員会の開催(2回)
(11) その他の事業

3 民生委員児童委員活動の強化

- (1) 県民児協の運営
(2) 研修会等の開催(5件)
(3) 全国・九州ブロック会議・研修会等への派遣・幹旋(21件)
(4) 指定民児協活動の推進(2民児協)
(5) 顕彰推薦(6件、57人)
(6) 市町村・地区段階における研修会等への役員派遣(28件)
(7) 小規模離島出前研修会(5回)

III 地域福祉権利擁護事業の推進

- 1 各種委員会等の開催
県内合計：相談件数22,286件、新規契約件数103件、解約者数40件、現実利用者数370件
(1) 契約締結審査会の開催(12回)
(2) 地域福祉権利擁護事業専門員連絡会議の開催(3回)
(3) 基幹的社協事務局長連絡会議の開催(3回)
(4) 関連機関連絡会議の開催
- 2 研修等事業
(1) 高齢者虐待防止セミナーの開催
(2) 生活支援員等研修会の開催
(3) 地域福祉権利擁護推進員研修会の開催
- 3 全国会議・研修への参加(3回)
- 4 巡回指導・調整(17回)
- 5 各関係機関会議・研修会等への参加(2件)

会への派遣

2 認知症高齢者グループホーム外部評価事業の推進

- (1) 評価調査の実施(29箇所)
(2) 評価調査員フォローアップ研修の開催(2回)
(3) 関係機関・団体との連絡調整
(4) 啓発・広報活動
(5) 調査研究・研修事業
(6) 全国研修会等への派遣(3件)
- 3 介護サービス情報の公表事業の推進
(1) 指定情報公表センター・調査委員養成研修機関の指定(県知事指定)
(2) 「介護サービス情報の公表」に関する計画原案の策定
(3) 介護サービス情報の公表事業者説明会の開催
(4) 情報公表事務実績(1,036件)
(5) 新規サービスモデル事業・調査員養成研修事業の受託
(6) 制度推進協議会及び全国担当者会議への派遣(2件)
(7) 指定調査機関の指定(県知事指定)(調査事務件数314件)
(8) 指定調査機関との連絡調整(7回)

IX 啓発宣伝事業

- 1 第49回沖縄県社会福祉大会の開催
- 2 広報紙「福祉情報おきなわ」の発行(6回)
- 3 各種福祉週間行事の提唱・協力
- 4 社会福祉情報サービス事業(ホームページの公開)
- 5 広報支援等

X 生活福祉資金貸付事業の推進

- 1 生活福祉資金貸付事業の実施
(1) 運営委員会の開催(12回)
(2) 生活福祉資金借入申込及び貸付決定状況
① 申込……224件(194,825千円)
② 決定……222件(184,873千円)
(3) 生活福祉資金償還状況
① 償還済額……366,607,330円

- 6 広報・啓発・普及活動

7 地域福祉権利擁護事業等に関する調査

IV 福祉サービスに関する苦情解決事業の推進

- 1 各種委員会・会議等の開催
(1) 運営適正化委員会(本会議)(6回)
(2) 運営監視部会(6回)
(3) 苦情解決部会(6回)
(4) 国保連との連絡調整会議
- 2 広報・啓発・普及活動
- 3 県外研修会等への派遣(4件)
- 4 県内研修会の実施(6件)
- 5 各事業所における研修会への講師(事務局員)派遣(5件)
- 6 巡回指導(訪問)の実施(18件)
- 7 調査研究活動の実施(1件、707箇所)
- 8 苦情解決の状況(苦情受付60件、その他81件)

V 社会福祉施設・団体の育成及び連絡調整

- 1 種別協議会の運営
(1) 保育協議会
(2) 社会福祉施設経営者協議会
(3) 在宅介護支援センター協議会
(4) 老人福祉サービス協議会
(5) 身体障害児者施設協議会
(6) 心身障害児者施設協議会
(7) 児童養護協議会
- 2 社会福祉施設団体への援助活動
(1) 各種公益助成金等の幹旋(9件、11団体)
(2) 独立行政法人福祉医療機構助成金「地方分助成

② 償還率……34・7%

- (4) 生活福祉資金貸付業務説明会の開催
(5) 生活福祉資金貸付事業研究協議会の開催
(6) 市町村社協・民児協等研修への派遣(25件)
(7) 相談援助並びに償還指導の実施状況
① 市町村別償還指導実施状況(35市町村、指導件数1,269件)
② 電話による督促指導(983件)
③ 償還完了件数(444件)
④ 償還猶予の承認件数(25件)
⑤ 延滞利子免除の承認件数(79件)
⑥ 支払免除の承認件数(27件)
(8) 悪質滞納者に対する法的対応(11件)
(9) 県外関係会議・研修等への出席(4件)
(10) 広報活動

2 離職者支援資金貸付事業の実施

- (1) 離職者支援資金借入申込及び貸付決定状況
① 申込……9件(12,060千円)
② 決定……7件(7,490千円)
(2) 離職者支援資金償還状況
① 償還済額……33,571,505円
② 償還率35・6%
(3) 相談援助並びに償還指導の実施状況
① 呼出・訪問償還指導実施(106件)
② 市町村別償還指導実施状況(4市町、21件)
③ 償還猶予の承認件数(2件)
④ 償還完了件数(5件)
(4) 広報活動

XI 明るい長寿社会づくりの推進

- 1 明るい長寿社会づくり推進事業
(1) 長寿社会に関する啓発普及事業
(2) 高齢者の生きがいと健康づくり事業
(3) 組織づくりと指導者育成事業
(4) 地域福祉基金補助事業
(5) 九州地区明るい長寿社会づくり推進機構連絡会議
- 2 社会福祉振興基金事業
(1) 助成事業
① 地域基金(25件、9,242千円)
② 振興基金(19件、9,634千円)
(2) 助成審査委員会の開催(1回)
- 3 高齢者総合相談事業の運営
(1) 高齢者総合相談事業の運営(相談2,206件)

- 事業の幹旋
(3) 預託物品の受託及び配分(25件)

- 3 任意団体・小規模作業所等の支援
任意団体への助成(16団体、3,340千円)

VI 社会福祉事業従事者の確保及び養成

- 1 沖縄県福祉人材研修センターの受託・運営
(1) 運営委員会の開催(1回)
(2) 福祉人材無料職業紹介事業の実施
(3) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会の実施
(4) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施
(5) 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施(23件、受講1,809名)
(6) 社会福祉事業経営者等に対する相談援助
(7) 福祉に関する啓発・広報事業の推進
(8) 関係機関・団体との連絡・調整
(9) 福祉人材確保特別推進事業の実施(16校、843名)

2 沖縄県介護実習・普及センターの受託運営

- (1) 運営委員会の開催(1回)
(2) 運営委員会福祉用具専門部会の開催(1回)
(3) 啓発・広報活動
(4) 介護に関する知識・技術習得のための講座の開催(講座開催数173回、受講者数4,217名)
(5) 福祉用具展示場来館者及び来談者状況(来館者1,661人、相談状況210件)
(6) 地域支援事業の推進
(7) 関係機関・団体との連絡調整
(8) 全国・九州ブロック会議及び各種研修会への参加(4件)

3 福利厚生センター事業の受託・運営

- 加入法人数127法人、加入会員数2,902名
(1) 会員交流事業の実施(5件)
(2) 地域開発メニューへの取り組み

- (2) 高齢者無料職業紹介所運営事業

XII 会務の運営

- 1 会務の運営並びに連絡調整
(1) 理事会・評議員会の開催(3回)
(2) 法人監査
(3) 自主財源の確保
(4) 会員加入状況(第1種〜第4種会員、計851団体個人)
(5) 安全衛生委員会の設置及び開催
(6) 役員員研修会の開催
- 2 全社協、九社連、その他関係機関との連絡調整
(1) 全社協との連携強化
(2) 九社連関係会議への参加

XIII 沖縄県総合福祉センターの管理運営

- 1 施設の運営
(1) センター利用状況
① 施設使用回数3,248回
② 入場者数(延べ)138,181人
③ 見学者14団体、388人
(2) 社会福祉ライブラリー及び福祉総合センターの運営
- 3 自主計画事業
- 4 消防訓練の実施
- 5 広報活動等の実施
- 6 センター駐車場用地確保の県知事要請

XIV その他社会福祉事業への協力

- 1 共同募金運動の推進への協力
- 2 歳末助け合い運動の推進
- 3 国、県等の各種委員会への参画
- 4 教員免許特例法に基づく「介護等体験」事業の実施

高齢者総合相談センターのご案内

高齢者総合相談センターでは、高齢者やご家族の日常生活の
悩みごとや心配事の相談に応じます。

相談内容受付一覧

相談の種類		相談員	曜 日	時 間	相談内容
一般相談 (なんでも相談)		一 般 相 談 員	月 曜 日 から 金 曜 日 ま で	8:30～17:00	心配ごとなど生活全般にわたる 相談
専 門 相 談	法 律	弁 護 士	毎 週 木 曜 日	14:00～16:00	扶養、遺産相続、借地、借家、金 銭貸借など法律についての相談
	年 金	社会保険労務士	毎 月 第 3 火 曜 日	14:00～16:00	各種公的年金の相談
	医 療	医 師	毎 月 第 2・4 火 曜 日	14:00～16:00	病気、リハビリ、認知症などに関 する療養上の悩み等についての 相談
	住 宅	一 級 建 築 士	毎 月 第 1 火 曜 日	14:00～16:00	高齢者向け住宅の増改築、資金 などについての相談



平成19年度 沖縄県かりゆし長寿大学校公開講座

1 目 的

高齢社会の到来により、高齢者の生きがい
と健康づくり及び社会参加の促進を図るため
設置した「沖縄県かりゆし長寿大学校」の講
義を地域の多くの高齢者が受講できるよう公
開講座を実施する。

2 期 日 ・ 場 所

〔北部地区〕
期日…平成19年8月9日（木）

場所…本部町産業支援センター
「アジマーもとぶ」 研修ホール

〔久米島町〕
期日…平成19年8月15日（水）

場所…久米島町老人福祉センター 大ホール
〔宮古地区〕
期日…平成19年8月21日（火）

場所…宮古島市中央公民館 研修室
※いずれも、午後1時30分開講

3 講 義 内 容

①「福祉の現状と課題」（仮題）

講師…沖縄県福祉保健部参事 道躰 正成氏
②「地域の歴史、文化等について」（内容未定）

講師…未定

4 受 講 対 象 者

概ね60歳以上の者

5 受 講 料

無 料

お問い合わせ

沖縄県社会福祉協議会 いきいき長寿センター
電 話 098-887-1134
FAX 098-887-1134

平成18年度沖縄県共同募金会事業実績

I 平成18年度（第55回）共同募金運動の実施

前年より2,848,000円減の227,089,000円の目標額をかかげて
展開された本年度の共同募金運動は、各支会・分会の役職員
を始め、共同募金奉仕者の献身的なご協力と県民の深い理解
に支えられて実施いたしました。全体では一般募金が達成
率にして89.8%の成績となっている。

目標額未達成支会・分会が前年度より2箇所は減ったもの
の18ヶ所（8市3町7村）もあり運動の厳しかったことがう
かがえる。

1）平成18年度（第55回）共同募金結果

目標額：227,089,000円

実績額：206,140,282円（達成率90.8%）

配分内訳（ ）は配分率

市町村社協配分 118,900,417円（57.7%）

福祉施設団体配分 33,850,000円（16.4%）

災害等準備金 7,500,000円（3.6%）

支会・分会交付金 12,000,000円（5.8%）

次年度運動引当金 16,000,000円（7.8%）

本部経理区分繰入 17,889,865円（8.7%）

2）市町村別実績額・配分額（詳細略）

3）広域福祉施設団体配分（詳細略）

4）災害等準備金積立金による福祉施設団体配分（詳細略）

5）平成19年度事業に要する民間福祉資金助成要望調査の実施

対象法人施設・団体（未法人も含む）652箇所

調査期間 平成18年4月14日～5月15日

要望総額 618,481,000円

II 支会・分会の強化と併せて募金活動の活性化のための 説明会の開催

1）共同募金運動説明会等の開催（17件）

III 広報活動の実施

1）共同募金運動（一般募金用）広報チラシの作成配布

2）赤い羽根空の第一便伝達式の実施

（平成18年10月1日（日）パレットくもじ前広場）

3）先島への赤い羽根空の第一便伝達式の実施

（平成18年10月1日（日）宮古空港ターミナル、石垣空港
ターミナル）

4）バス車両内への共同募金広報チラシの掲示

5）テレビ・ラジオスポットによる広報活動

6）街頭宣伝パレード並びに駅伝の実施

（平成18年10月2日（月）平良マリンターミナル（多良間
村を除く全宮古地区）

7）平成17年度共同募金による福祉施設団体配分金内定通知 書交付式の開催

（平成18年4月7日（金）沖縄県総合福祉センター西棟4
階会議室）

IV 功労者の顕彰

1）厚生労働大臣感謝（2団体）

V 大口寄付者の取り扱い

1）県共募扱いの大口募金（10件 11,102,344円）

2）支会・分会取り扱いの個人大口募金（4件 1,500,000円）

3）支会・分会取り扱いの法人大口募金（2件 2,430,000円）

VI 平成18年度（第51回）歳末たすけあい運動の実施

（ ）は配分率

スローガン「地域でささえあうあったかいお正月」

地域歳末目標額 68,160,000円 実績額 64,644,140円（94.8%）

県共募目標額 9,000,000円 実績額 8,411,498円（93.5%）

1）地域歳末たすけあい（市町村支会・分会取扱い）

義援金受付（41件 89,660,869円）（繰越金含）

義援金配分（261件 59,472,608円）

2）歳末たすけあい（県共募取扱い）

義援金受付（397件 14,224,785円）（繰越金含）

義援金配分（78件 9,317,000円）

3）義援金交付式の開催（74施設団体 7,517,000円）

（平成18年12月26日（火）沖縄県総合福祉センター4階会議室）

4）歳末たすけあい物品受付

（3社 4品目 1,428,000円相当）

5）歳末たすけあい物品配分

（156施設団体 550個／65ケース／50箱）

6）歳末たすけあい個人大口寄付（3件 660,000円）

7）歳末たすけあい団体大口寄付（2件 1,760,000円）

VII 災害たすけあい運動の展開

1）長野県・宮崎県・鹿児島県集中豪雨災害義援金

送付先及び送金額（送付先：県共同募金会）

1）鹿児島県共募 1,477,625円

2）宮崎県共募 800,000円

3）長野県共募 700,000円

2）6月長雨土砂災害義援金（中城村・那覇市）

送付先及び送金額（送付先：県対策本部）

1）中城村・那覇市 6,295,766円

VIII 公益補助事業

1）日本自転車振興会、日本小型自動車振興会補助事業

平成18年度日自振補助事業決定状況（3件 58,139,000円）

平成19年度日自振補助事業内定状況（4件 15,286,000円）

2）平成18年度中央競馬馬主社会福祉財団助成事業決定状況

（4件 13,120,000円）

IX 特定寄付金・指定寄付金

平成18年度特定・指定寄付金（5件 81,053,143円）

X 各種委員会及び交付式の開催

1）共同募金に係る委員会（共同募金配分委員会 2回）

2）日本自転車振興会等の行う社会福祉事業に係る補助要

望事業計画推薦委員会（3回）

3）補助金・助成金等の内定通知書交付式（2回）

XI 県外関係会議・研修会への出席

1）共同募金関係（8件）

2）公益資金関係（1件）

XII 会務の運営

1）理事会の開催（3回）

2）監事の監査（1回）

3）評議員会の開催（3回）

生活福祉資金貸付制度の一部が変わりました。

新たな福祉ニーズに対応するために

本制度は、さまざまな生活場面でお困りのご家庭※に対し、私たち社会福祉協議会や民生委員が、生活等に関するご相談をお受けしています。それに合わせ生活福祉資金を有効にご利用していただくことで、ご家庭の暮らしが安定し、向上していくことを目的としています。

※貸付対象【低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯】

制度改正のポイント

○要保護世帯向け長期生活支援資金制度の創設

この制度は、65歳以上の高齢の夫婦などで評価額が500万以上の住居用不動産を持ちながらも生活維持が困難で、そのままだと生活保護に該当する世帯に対し住居用不動産を担保に生活資金の貸付を行います。

○緊急小口資金の貸付上限額を変更

これまで、緊急かつ一時的に生活が困難になった世帯に貸付を行ってきましたが、多重債務に陥ることを未然に防止する観点から、限度額がこれまでの5万円から10万円に改正されました。

資金の種類

「ご世帯、ご家族がよりよい生活へとつながるきっかけに」

◆更生資金

- ・自営業を始める、または継続するのに必要な費用
- ・就職するために必要な資格や技能を習得するための費用

◆福祉資金

- ・出産、転居、冠婚葬祭など、一時的に必要な費用
- ・障害者の生活のために必要な機器や自動車の購入費用
- ・住宅の増改築や補修、保全等の費用

◆修学資金

- ・高校、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

◆療養・介護等資金

- ・負傷、または疾病にかかる医療費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・介護サービスや障害者サービスを受けるのに必要な経費及びその介護・障害者福祉サービス等受給期間中の生計を維持するために必要な経費

◆緊急小口資金

- ・特定の理由により、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった時の必要経費 ※最大10万円

◆災害援護資金

- ・災害（台風等）で被害を受けた際の復旧費用

◆離職者支援資金

- ・失業により生計維持が困難になった場合、再就職までの間の生活費 ※雇用保険が優先されます

◆長期生活支援資金

- ・高齢者世帯が保有する不動産（住居用）を担保にした生活費 ※不動産評価額が定める基準以上のご世帯

◆要保護世帯向け長期生活支援資金

- ・生活保護に該当する前に、高齢者世帯が保有する不動産（住居用）を担保にした生活費 ※不動産評価額が500万円以上の不動産をお持ちのご世帯

※生活福祉資金に関する詳しい内容・ご相談は「市町村社会福祉協議会」または「沖縄県社会福祉協議会（民生部）TEL098-88712000」までお問い合わせください。

ほっとニュース TOPICS Vol.114

沖縄園芸福祉協会誕生 誰でも園芸に関われるよう工夫する専門家

平成19年5月、初級園芸福祉士らによって沖縄園芸福祉協会が設立された。園芸福祉とは、地域の様々な場所で開催される植物の種子の発芽・成長・開花・結実・収穫という一連のプロセスに幅広い年代の人々が参



▲昨年12月養成講座での様子

加して、植物と接し、栽培する楽しみや喜びを共有することだという。協会には40名の会員があり、その

うち35名が初級園芸福祉士の資格を取得している。この資格は、NPO法人日本園芸福祉普及協会による認定資格であるが、受験するためには、協会が定めたカリキュラムでの養成講座を受講しなければならない。この養成講座が県内で初めて開催されたのが昨年の12月。糸満市にある夢工房共同作業所の大城勝子所長の「本県でも園芸福祉を進めていきたい」とする強い想いのもと第1回目の養成講座の事務局を務めて実現したという。

大城施設長は自身の経験から園芸には植物という一



▲工夫次第で室内でも園芸は可能

こいのぼり掲揚式

「こいのぼり」は、こいのぼりを飾るという行事です。



4月26日、県社協及び県総合福祉センター主催による「こいのぼり掲揚式」が開催された。天候不良により1日延期となったものの、式にはセンター入居団体を始め近隣の保育園、園児や社会福祉施設利用者、民生委員、地域住民などおよそ200人が参加した。

例年、元気いっぱい歌と踊

こいのぼりのプレゼントがあった。空高く舞うこいのぼりの下で子どもたちの笑顔と大人たちの温かい眼差しが輝いていた。



つの命を育てる作業によって、利用者に責任感が生まれ、自信がつき、生き生きとした表情に変化していく効果があるという。どのような障害であっても高齢でも子どもでも、誰もが植物を育てることが出来るように一人ひとりにあった癒しやリハビリを考えて園芸のプランニングをすることが園芸福祉士の役割だと話す。実際に資格を取得した会員は、福祉関係者ばかりではなく銀行員や看護師、自営業の方など様々だ。今後は資格をもつと社会的に認知してもらい、地域や福祉施設、病院などで活かせるよう2ヶ月に一度の集まりで情報交換を行ったり、勉強会を開いたりする予定だという。



平成19年度
ソウェルクラブおきなわ

会員交流事業計画

区分	番号	事業名	期日・会場	概要等	助成内容等	募集数
旅行	1	ディズニーリゾートの旅	7月～10月	夏休みを利用して、ご家族で楽しめる旅行を行う。	会員 20,000 円、 家族 10,000 助成	20 名
	2	秋の紅葉ツアー	10月～12月	気候穏やかな秋の旅行を実施	会員 20,000 円、 家族 10,000 助成	20 名
	3	北海道ツアー	12月～1月	北海道スキー体験ツアー	会員 20,000 円、 家族 10,000 助成	20 名
コンサート・ミュージカル等	4	中国雑技団	9月15日(土) コンベンションセンター劇場 9月16日(日) 沖縄市民会館	2千年の歴史が生んだ人間技を極めた妙技を!!	5,300 円に対し 2,650 円助成	100 枚
	5	前川清&梅沢富美男コンサート	10月28日(日) コンベンションセンター劇場	唄、笑い、そして華麗な舞で魅了	S席 7,000 円に対し 3,500 円助成	80 枚
	6	劇団四季ファミリーミュージカル	11月25日(日) コンベンションセンター劇場	「ユタと不思議な仲間たち」 子供たちのいじめ問題に真正面から取り組んだ四季オリジナルミュージカル	S席 3,600 円に対し 1,800 円助成	150 枚
	7	ディズニー・オン・クラシック 2007	12月8日(土) コンベンションセンター劇場	ディズニークラシックを堪能	S席 8,400 円に対し 4,200 円助成	70 枚
	8	※未定 コンサート等のイベントを予定	宮古・八重山等の離島地区	コンサート等のイベント	※未定 2,000 円助成	40 枚
チケット配布	9	図書カード	11月下旬配布	離島在住の会員に対して、図書カードの助成を行います。	2,000 円の 図書カード対し 1,000 円助成	100 枚
	10	映画鑑賞券	11月中旬配布	休日等を利用して映画を楽しんでいただきます。	1,312 円に対し 512 円助成	3,500 枚
講習会	11	パソコン講習会	9月下旬 那覇情報システム専門学校	エクセル・アクセス・ホームページを参加者のレベルに応じた講習会を開催。	参加費：無料	会員のみ 45 名
贈呈事業	12	入学祝金贈呈	7月上旬贈呈	離島在住の会員に対し、お子様の入学祝金を贈呈。 小中学校 5,000 円 高校 20,000 円	会員の家族	小中学生 20 名 高校生 10 名

※事業によっては内容及び日程を変更する場合があります。

平成19年度

介護支援専門員実務研修 受講試験のお知らせ

試験日
10月28日(日)
県内3ヶ所で実施

本年度も介護支援専門員資格取得のための実務研修受講試験が実施されます。受験希望者は次の事項をご確認の上、期日内に申し込み手続きを行ってください。

■スケジュール

- ①「受験の手引き」の販売：
6月25日(月)～7月25日(水)
代金：500円(税込)
販売場所：沖縄県社協・福祉人材研修センター
郵送による販売も可能(詳細は問合わせのこと)
- ②申込書受付期間：
6月26日(火)～7月27日(金)
申込書は「簡易書留」にて郵送、7月27日消印有効
- ③受験に要する費用：
9,200円(税込)
※試験問題作成手数料1,000円を含みます。(受験料は所定の郵便振替払込書にて支払うこと)
- ④受験票送付：10月1日頃を予定
- ⑤試験日：10月28日(日)

- ⑥結果通知：12月上旬を予定
- ⑦実務研修の申し込み※試験合格者のみ：12月中旬～平成19年1月中旬
- ⑧実務研修(前期)：平成20年2月1日(金)～2月3日(日) 3日間
- ⑨訪問調査、居宅サービス計画原案作成実習：2月
- ⑩実務研修(後期)：平成20年3月14日(金)～3月16日(日) 3日間

●「[四訂]介護支援専門員基本テキスト」を販売します。
価格：7,350円(郵送販売あり)
お問い合わせ：沖縄県社協総務部(887-2000)
メールでも受け付けます。
toshio@okishakyoo.or.jp

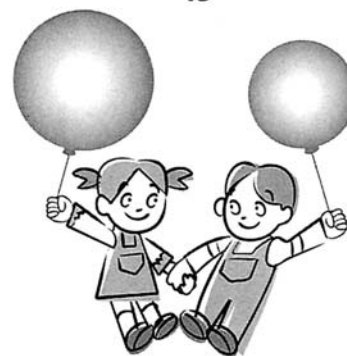
試験の詳細な内容については「受験の手引き」を確認のこと。本会ホームページに一部情報を掲載します。
<http://www.okishakyoo.or.jp/>

申し込み・問合せ先
沖縄県社協・福祉人材研修センター
介護支援専門員実務研修受講試験係
TEL：098-882-15703
FAX：098-886-18474
E-mail:care@okishakyoo.or.jp

安心を支えます

ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償!



特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償(天災タイプ加入の場合)

保険料(掛金) Aプラン...280円 Bプラン...460円 Cプラン...650円
天災危険補償タイプもあります。

ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の交通事故によるケガを補償!

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

平成19年度 県民児協総会並びに 市町村民児協会長研究協議会が開催される

一斉改選ならびに民生委員制度創設90周年の節目を迎える本年、多様化する福祉ニーズに対応するため県内各地において様々な活動実践が展開されている。

今回開催した研究協議会では、各市町村民児協会長が一堂に会し、「求められる人づくり、活動づくり」をテーマに3人の実践報告者の方々から、それぞれの地域の活動を報告していただいたので紹介する。

実践報告者1 蔵 當 博 文氏

(うるま市第1民児協 会長)

「字区域の活動実践について」

私が担当しているうるま市勝連地区は、人口14、441名、世帯数4、981世帯、本島内に4つの字、離島に3つの計7つの字からなっている。私が会長になった約2年前から字ごとの定例会を開催しており、

ちようど字ごとに学校があるので、民生委員の活動も学校単位で行っている。

定例会において、民生委員はその活動を行うにあたり「守秘義務」に悩み、一人で解決策を考えており、先輩民生委員もアドバイスができない状況があった。そこで私は、同じ地域で抱えている問題を各委員間で共有する協働体制の構築や委員相互の活発なコミュニケーション、字単位の問題解決能力、ネットワークづくりを行うため、まず私が担当している平安名区において、ミニデイスーパー終了後に字の民生委員だけで集まりを持つと地域の問題、活動における悩み等が明らかにいった。

例えば、女性委員は一人で精神障害者世帯への訪問が不安、男性委員は母子家庭への訪問活動に地域からどういふ目で見られているか心配等の意見である。そのため、男女ペア

る。民生委員が本事業に関わることで、新たな相談ニーズの掘り起こしにつながり、さらに民生委員で対応できないケースは、担当ワーカーと一緒に解決方策を検討し、その後の見守り支援体制の構築を図るなど、徐々にではあるが事業効果が出てきている。

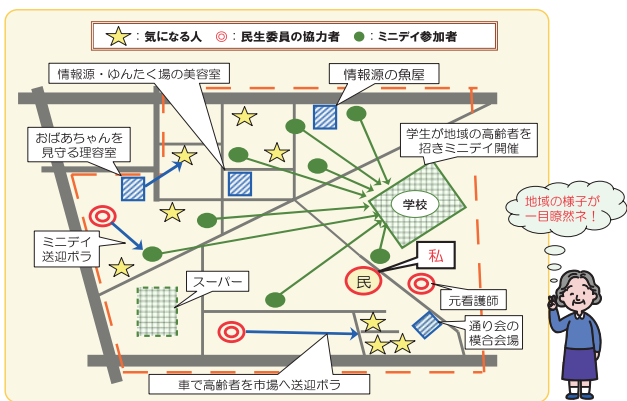
本事業の実施にあたっては、地域において無理のない活動の仕掛けをどのように行うのか、個人情報保護と共有についてどのように整理するのか等の大きな課題があるが、今後も引き続き地域住民に社協事業の周知を図りつつ、現在は、担当民生委員や民児協、関係機関等との連携をとりながら、事業展開していきたいと考えている。

実践報告者3 島 袋 富士子氏

(那覇市真和志第5民児協 会長)

「民生委員活動支援ノートについて」

那覇市は、平成17年3月「地域福祉計画」を策定し、その重点施策として「支え合いマップづくり」が行われた。このマップづくりを普及させるために考案されたのが「民生委員・児童委員活動支援ノート」である。



那覇市内のマップ

地域の「気になる人」を☆印をつけ、見守りをしている人を青で示し、定期的に訪問して情報を得ている。逆に、なにも線が結ばれていない人が地域から孤立している人になるので、こうした人達を地域とどのような繋いでいくのか、一つひとつ取り組むことが「災害時一人も見逃さな

の「複数担当制」により活動をしたところ、諸問題についてスムーズに解決できるようになり、委員相互で支えあい、学びあう雰囲気醸成された。

もちろん複数で個人情報共有するので、守秘義務は必ず守るように指導している。字ごとの定例会や複数担当制にしたことで、メリットはあってもデメリットはないと感じており、民生委員同士の連携が図られ、一人で悩まずに活動に取り組める体制を整え、新任民生委員に対しても負担軽減が図られることにもつながるので、結果として「民生委員を辞めたい」という声が減ったことも事実である。

実践報告者2 眞喜志 康 夫氏

(浦添市社協 地域福祉推進課長)

「中学校区コミュニケーションワーク事業について」

浦添市では、平成16年度行政がつくる市町村地域福祉計画と社協がつくる地域福祉活動計画を連動させて計画づくりがスタートした。本計画は、①福祉地区の設定、②コミュニティソーシャルワークの展開、③社協との協働による地域福祉の促進を大きな3本柱としている。

い」という運動にも繋がっていくものと感じている。

私には、活動を行うにあたり地域に3人の協力者がいるが、こうした協力者の中から民生委員の後継者も生まれる。マップをつくることで、頭の中にあつた情報が目に見える形で整理され、これまで漠然としていた近所同士の関係（生活の営み）がはっきり見えるようになった。

民生委員がマップづくりにどう関わるのかというと、一人では難しいので、社協職員や関係者と一緒に地域を歩き、地域に詳しい人や資源を確認し、掘り起こしを行う。ただ、担当地域に集合住宅が多く、マップ作り以前に、どのように住民とコミュニケーションをとるのかという課題もある。

そこで、那覇市と那覇社協では民生委員活動を円滑に行うために、「民生委員・児童委員活動支援ノート」を考案した。8枚のマップから構成されるノートと、そこで出てきた資源や課題を整理する「近所福祉計画」から構成される。実際のマップ作りでは、たくさんの情報を1枚のマップに記入するので、後からどんな情報だったか分からなくなる場合がある。そこで、支援ノートには①気になる人②気になる子ども③協力者④情報源とゆんだ

本事業は、地域における生活上の問題を抱えている個人や家族に対し、行政や社協、関係機関等の協力を得ながら、地域住民が中心となって必要な援助や支援について考え、各中学校区において問題を解決していく仕組みづくりを推進するものであり、民生委員児童委員の協力も必要不可欠となっている。



▲研究協議会の様子

当初、浦添中学校区に職員を配置し、18年度には市内5地区すべての中学校区に拡大し、①総合相談室の設置・運営、②ボランティア養成講座の開催及び活動の拠点づくり、③健康づくり事業の実施、④福祉教育の推進、⑤地域支援ネットワークづくりを図っている。

総合相談室の運営にあつては、校区内の民生委員児童委員による輪番制で第2木曜日に相談日を設けてい

くマップなど内容別に整理することとした。

このマップづくりと「活動支援ノート」を作成する過程において、次の3つの効果が期待されている。①住民や地域を深く知る手がかりとして ②手助けしてくれる協力者探しとして ③気になる人を支援する指針として

つまり、マップづくりから明らかになった協力者や情報源、ゆんだく場などの地域資源を活用し、気になる人をどう地域で支援できるかを探る手法として考案された。

平成17年11月に活動支援ノートを作成してからもう1年以上も経つが、地域の姿はどんどん変わっている。気になる方が他市町村へ移り、閉じこもり気味の方が新たに現れたり、協力者のうち1人が都合で引越したり、空き地にアパートが建ったりした。

最後に、私が活動支援ノートづくりに関わってきた感じたことは、地域を知ることには焦らず、気長に活動していくことであり、地域の人材や資源をどう結んでいくか、どうしたら手をつなげるのかをいつも考えながら取り組んだことである。また、この「活動支援ノート」が民生委員活動の支えになることを期待している。